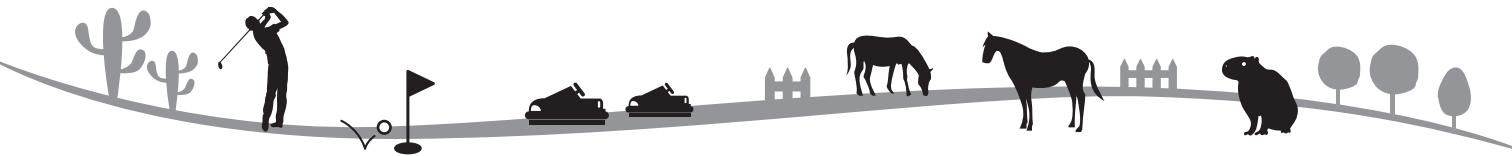


第45期 定時株主総会 招集ご通知



開催
日時

2020年6月25日（木曜日）
午前10時

開催
場所

東京都港区南青山七丁目1番5号
島根イン青山「パインコート」の間

決議事項

- 第1号議案 取締役4名選任の件
- 第2号議案 監査役1名選任の件

目次

招集ご通知	1
株主総会参考書類	4
事業報告	6
計算書類	18
監査報告書	25

伊豆シャボテンリゾート株式会社

証券コード：6819

2020年6月5日

株 主 各 位

東京都港区南青山7丁目8番4号
伊豆シャボテンリゾート株式会社
代表取締役 北本幸寛
(証券コード：6819)

第45期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜わりありがたく厚く御礼申し上げます。

さて、当社第45期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染が拡大している状況を踏まえまして、株主様の安全確保及び感染拡大防止のために、株主様には可能な限り書面による議決権の事前行使をお願い申し上げます。また、株主総会にご来場なさる株主様におかれましては、開催日時点での新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の流行状況やご自身の体調を鑑み、ご判断をお願い申し上げます。併せて、当社の判断に基づき、株主総会会場において株主様の安全確保及び感染拡大防止のために必要な措置を講じる場合もありますので、ご協力のほどお願い申し上げます。

議決権の事前行使にあたっては、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、2020年6月24日（水曜日）の午後7時までに到着するようご返送ください。

敬 具

記

1. 日 時 2020年6月25日（木曜日）午前10時（受付開始：午前9時15分）
2. 場 所 東京都港区南青山七丁目1番5号
島根イン青山 「パインコート」の間
(後記の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 会議の目的事項
報告事項
 1. 第45期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）
事業報告及び連結計算書類の内容報告並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第45期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）
計算書類の内容報告の件
決議事項
第1号議案 取締役4名選任の件
第2号議案 監査役1名選任の件

以 上

〈株主様へのお願い〉

- ◎株主総会当日までの感染拡大状況や、政府等の発表内容等により上記対応を更新する場合がございます。インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.izu-sr.co.jp/>) より、発信情報をご確認くださいませよう、併せてお願い申し上げます。
- ◎株主総会参考書類及び添付書類に修正が生じた場合は、当社ウェブサイト (<http://www.izu-sr.co.jp/>) に掲載させていただきます。
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び定款第16条の規定に基づき、当社ウェブサイト (<http://www.izu-sr.co.jp/>) に記載しておりますので、添付書類には記載しておりません。
- ◎本総会においては、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）感染拡大防止のため開催時間を短縮する観点から、議場における報告事項及び事案の詳細な説明は省略させていただきます。株主様におかれましては、事前に招集通知にお目通しいただけますようお願い申し上げます。

議決権行使方法についてのご案内



■ 株主総会に出席いただく場合

株主総会開催日時 | **2020年6月25日（木曜日）午前10時** (受付開始 午前9時)

当日ご出席の際は、必ず株主様（当社の議決権を有する他の株主様1名を代理人とする場合の当該株主様を含む）が来場いただき、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

また、代理人がご出席の際は、委任状を議決権行使書用紙とともにご提出ください（代理人の資格は、定款の定めにより議決権を有する当社の株主様に限りませう）。

なお、議決権行使書用紙をお忘れになりますと、ご入場手続きに非常に時間を要することとなりますのでご注意ください。



■ 郵送にて行使いただく場合

行使期限 | **2020年6月24日（水曜日）午後7時00分到着分まで**

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようご返送ください。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役4名選任の件

取締役北本幸寛氏、吉村浩太郎氏、金良姫氏、田中久信氏及び齋藤正和氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。あらためて取締役4名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株 式の株数
1	北本幸寛 (1970年6月14日生)	2000年8月 (株)ハートライン代表取締役就任 2007年6月 (株)クオンツ取締役就任 2008年9月 (株)クオンツ取締役退任 2014年11月 当社代表取締役社長就任 (現任) 【重要な兼職の状況】 (株)伊豆シャボテン公園 取締役 (株)FLACOCO 取締役	0株
2	吉村浩太郎 (1977年5月22日生)	2014年11月 (株)伊豆シャボテン公園 代表取締役就任 (現任) 2016年6月 当社取締役就任 (現任) 【重要な兼職の状況】 (株)伊豆シャボテン公園 代表取締役	1,000株
3	金良姫 (1973年12月6日生)	2014年11月 当社社外取締役就任 2017年6月 当社取締役就任 (現任)	0株
4	田中久信 (1946年11月8日生)	1965年3月 警視庁入庁 2006年4月 警視昇任 2007年3月 警視庁退職 2007年4月 (株)高島屋入社 2012年5月 (株)高島屋退職 2012年6月 黒潮総合法律事務所相談役就任 (現任) 2014年11月 当社社外取締役就任 (現任)	0株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 2. 田中久信氏は社外取締役候補者であります。
 3. 社外取締役候補者の選任理由
 田中久信氏は、既に約5年6ヶ月間当社の社外取締役として、公正かつ客観的な立場に立って適切な意見をいただいております。今後も引き続き取締役会の意思決定に際して適切な指導をお願いできるものと判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。
 4. 当社は、田中久信氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とし、本総会において、田中氏の再任が承認された場合、本契約を継続する予定であります。

第2号議案 監査役1名選任の件

監査役白石孝誼氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。あらためて監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株 式の株 数
しらいしたかよし 白石孝誼 (1944年8月16日生)	2006年11月 白石都市開発(株)代表取締役就任(現任) 2007年6月 当社監査役就任 2008年10月 ウィープロジェクト(株)代表取締役就任(現任) 2010年6月 当社監査役退任 2016年6月 当社監査役就任(現任)	500株

(注) 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

以上

事業報告

第45期（2019年4月1日から
2020年3月31日まで）

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益の回復や雇用状況の改善が続き、個人消費も持ち直しの動きが継続しており、緩やかな景気回復が続きました。その一方で相次ぐ大型台風の接近及び上陸による自然災害の発生、また労働環境の変化による採用費用の増加や人件費の上昇、そして年度後半には、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の世界的な流行により、東京オリンピックの延期を筆頭に影響は多方面に及び、景気の先行きは非常に厳しい状況となっております。

このような状況の中で、当社が展開する各レジャー施設では、経営理念である「ステークホルダーと共に」及びブランドスローガンである「ご来園者の笑顔のために」のもとに、各施設の入園者数と売上確保に努めております。

以上の結果、当連結会計年度の業績は、売上高29億56百万円（前期比4.7%減）、営業利益2億94百万円（前期比26.7%減）、経常利益3億23百万円（前期比21.8%減）、親会社株主に帰属する当期純利益1億50百万円（前期比60.9%減）となりました。これは、当社の主要施設である伊豆シャボテン動物公園、伊豆ぐらんぱる公園、伊豆高原グランイルミへの入場者が859千人と前期の入場者871千人より12千人弱減少したことや、台風15.19号による被害等によるものであります。

当社グループでは、以下の売上向上施策を行いました。

伊豆シャボテン動物公園では、開園60周年を記念してオープンした「レッサーパンダ館」にジャコウネコ科に属するビントロングが新たに仲間入りしました。また、国内では大変珍しいキタコアリクイとヨツメオポッサムも当園で展示が開始されています。

伊豆ぐらんぱる公園では、BIGサイズのボルダリングや工事現場風のキッズアスレチック～スパイラルダクト～など、入園料金で楽しんでいただける遊具を増やしました。さらには、約20体の実物大の恐竜の間をゴーカートで疾走できるDino Age Kartもオープンしました。

体験型イルミネーションとして高い評価をいただいております「伊豆高原グランイルミ」が5年目を迎えました。その中でも当社グループの特性を生かした「イルミdeZoo」という、イルミネーションと動物園の融合を図るイベントを開始し、なかでも夜行性動物であるキンカジューの特性を生かした「キンカジューのボルダリング」が好評を博しております。

- (2) 設備投資等の状況
総額4億44百万円の設備投資を行いました。これは主に当社子会社である株式会社伊豆シヤボテン公園における建物及び構築物等の「グランイルミ」等への設備投資であります。
- (3) 資金調達の状況
該当事項はありません。
- (4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況
該当事項はありません。
- (5) 他の会社の事業の譲受の状況
該当事項はありません。
- (6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。
- (7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況
該当事項はありません。
- (8) 対処すべき課題
- ①グループ全体における課題
- (ア) グループ知名度の向上
当社グループは、1年間で約180万人のお客様をお迎えする施設を有しております。今後の当社グループの成長のためには、当社施設をまだご存じない方々に向けて認知度を上げ、足を運んでいただけるような施策を講じていくかが重要な課題と考えております。
- (イ) 人材の確保
人事・賃金制度や研修等の見直しにより、優秀な人材の確保と従業員の成長を図り、今後の雇用環境の変化に対処し、より複雑化・高度化する業務に適切に処理できる組織力を培うことが重要な課題と考えております。
- (ウ) コンプライアンスの推進
当社グループは、ステークホルダーとの信頼関係を築いてまいりました。一度の法令違反により、これらの信頼関係を瓦解させ、ひいては企業経営に多大なダメージを与えるこ

ととなります。このため、当社は役職員に対し、高い倫理観と社会的責任に基づいて行動する企業風土の確立を指導すると共に、適宜外部専門家との情報交換を行うことにより、法令・定款違反行為を未然に防止することが重要な課題であると考えております。

②事業における課題

(ア) 魅力的な運営施設への改善

伊豆ぐらんぱる公園における「伊豆高原グランイルミ」などの新規設備投資、また老朽化した設備の修繕などを行い、更なる運営施設の全般的な魅力向上に努めることが、集客力の強化の課題となっております。

(イ) インバウンド需要の取り込み

今後も増加が見込まれる外国人観光客に対してホームページの多言語化により当社施設の存在や魅力を伝え、多言語による案内看板の設置をはじめとする訪日外客向けの設備を充実させ、旺盛な需要を獲得することが、集客力の強化の課題となっております。

(ウ) イベントの拡充

当社グループの運営施設は様々なイベントを開催しておりますが、ご来園いただいたお客様の顧客満足度の向上を図るイベントだけでなく、そのイベントによって集客を図ることができる話題性のあるイベントなど魅力的なイベントを拡充することが、集客力の強化の課題となっております。

(エ) 物販の拡充

魅力的なオリジナル商品の企画開発・販売を行い、各運営施設の売上向上やオリジナル商品の販売を通じての各運営施設の知名度向上を図ることが、集客力の強化の課題となっております。

(オ) 接遇などサービスレベルの向上

各運営施設のスタッフによるきめ細やかなサービスの提供を通じて、顧客満足度の向上を図ることが、集客力の強化の課題となっております。

(カ) 効果的な宣伝広告の実施

各運営施設は施設コンセプトが異なることから、広告媒体の選別を行い、夏休みや春休み、ゴールデンウィークなど繁忙期に向けてインパクトある効果的な宣伝広告を行うことが、集客力の強化の課題となっております。

(9) 財産及び損益の状況

区 分 \ 年 度	第42期 (2016.4.1～ 2017.3.31)	第43期 (2017.4.1～ 2018.3.31)	第44期 (2018.4.1～ 2019.3.31)	第45期 (当期) (2019.4.1～ 2020.3.31)
売 上 高 (百万円)	2,964	3,117	3,101	2,956
経 常 利 益 (百万円)	444	466	413	323
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	478	451	385	150
1 株当たり当期純利益 (円)	16.80	15.87	13.54	5.29
総 資 産 (百万円)	2,106	2,322	2,655	2,812
純 資 産 (百万円)	1,303	1,755	2,137	2,290
1 株 当 たり 純 資 産 (円)	45.77	61.64	75.09	80.45

(注) 記載金額 (1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を除く) は百万円未満を切り捨てて表示しております。



(10) 重要な子会社の状況

(i) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議 決権比率	主要な事業内容
株式会社伊豆シャボテン公園	95百万円	100.0%	テーマパーク等の運営
株式会社FLACOCO	10百万円	100.0%	テレビCMの企画・制作

(ii) 特定完全子会社に関する事項

会 社 名	住 所	帳簿価額 の合計額	当社の 総資産額
株式会社伊豆シャボテン公園	静岡県伊東市富戸1085番地4	159百万円	621百万円

(iii) 企業結合の経過
該当事項はありません。

(iv) 企業結合の成果
当社の連結子会社は上記の重要な子会社に記載の2社であります。
当期の連結売上高は29億56百万円（前期比4.7%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は1億50百万円（前期比60.9%減）であります。

(11) 主要な事業内容

事業部門	主要な事業内容
レジャー事業	テーマパーク等の運営等

(12) 主要な営業所

- (i) 当社本社 (東京都港区)
(ii) 子会社 株式会社伊豆シャボテン公園 (静岡県伊東市)

(13) 従業員の状況

(i) 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
107名	2名減

(ii) 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
9名	2名増	34.6歳	5.0年

(14) 主要な借入先
該当事項はありません。

(15) その他企業集団の現況に関する重要な事項
該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 50,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 28,472,717株 (自己株式23,820株を除く。)
- (3) 株主数 14,425名
- (4) 大株主一覧 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株式会社ケプラム	2,700,000株	9.48%
ロイヤル観光有限会社	1,950,000株	6.85%
小島一元	1,534,950株	5.39%
有限会社MB L	1,250,000株	4.39%
株式会社トーテム	1,250,000株	4.39%
株式会社B E C	1,250,000株	4.39%
山河企画有限会社	1,019,500株	3.58%
東拓観光有限会社	870,000株	3.06%
石川博実	474,600株	1.67%
株式会社大富	400,000株	1.40%

(注) 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式を控除した株式数を基準に算出し小数点以下第3位を四捨五入しております。

- (5) その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項（2020年3月31日現在）

(1) 取締役及び監査役の状況

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	北 本 幸 寛	(株)伊豆シャボテン公園取締役 (株)FLACOCO取締役
取 締 役	吉 村 浩 太郎	(株)伊豆シャボテン公園代表取締役
取 締 役	金 良 姫	
取 締 役	田 中 久 信	
取 締 役	齋 藤 正 和	エコナックホールディングス(株)社外取締役
監 査 役	白 石 孝 誼	
監 査 役	大 箸 郁 夫	
監 査 役	結 城 昭 二	

- (注) 1. 取締役田中久信氏及び齋藤正和氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役大箸郁夫及び結城昭二の両氏は、社外監査役であります。
 3. 取締役齋藤正和氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
 4. 監査役大箸郁夫氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
 5. 監査役大箸郁夫氏は、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
 6. 決算期後の取締役及び監査役の異動
 該当事項はありません。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び社外監査役全員と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める額を責任の限度としております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

取締役 6名 22,170千円（うち社外取締役 3名 2,700千円）
 監査役 4名 4,500千円（うち社外監査役 2名 2,400千円）

- (注) 上記のほか社外役員が当社子会社から当事業年度の役員として受けた報酬はありません。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社の関係

区分	氏名	兼職先	兼職内容	当該他の法人との関係
取締役	齋藤 正和	エコナックホールディングス株式会社	社外取締役	当社との間に重要な取引その他の関係はありません。

② 主要取引先等特定関係事業者との関係 該当事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	田中 久信	当事業年度開催の取締役会には12回中12回に出席し、議案審議に必要な発言を適宜行っております。
取締役	齋藤 正和	当事業年度開催の取締役会には12回中12回に出席し、主に弁護士としての専門的見地から、議案審議に必要な発言を適宜行っております。
監査役	大箸 郁夫	当事業年度開催の取締役会には12回中12回に出席し、また当事業年度の監査役会12回のうち12回に出席し、主に弁護士としての専門的見地から、議案審議に必要な発言を適宜行っております。
監査役	結城 昭二	当事業年度開催の取締役会には12回中12回に出席し、また当事業年度の監査役会12回のうち12回に出席し、議案審議に必要な発言を適宜行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

KDA監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

(i) 公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額

14,500千円

(ii) 当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額

14,500千円

- (注) 1. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、報酬等の金額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人の解任につきましては、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定めるいずれかの事由に該当した場合、監査役会は監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、上記の場合の他、会計監査人の職務遂行の状況、監査の品質等を総合的に勘案して、監査役会は会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提案いたします。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人KDA監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は100万円以上であらかじめ定めた額または法令が定める額のいずれか高い額としております。

6. 会社の体制及び方針

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

会社法第362条第4項第6号ならびに会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める「株式会社の業務の適正を確保するために必要な体制の整備」について、2006年5月26日開催の取締役会において下記のとおり基本方針を定めました。その後2015年5月14日開催の取締役会において一部を改訂いたしました。改訂後の内容は下記のとおりです。

- (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ①企業倫理規程をはじめとするコンプライアンス体制にかかる規定を当社グループの役職員が法令・定款及び社会規模を遵守した行動を取るための行動規範として設ける。
 - ②その周知・徹底を図るため、経営企画室においてコンプライアンスの取り組みを横断的に総括することとし、同室を中心に役職員教育を行う。
 - ③代表取締役直轄の内部監査部門を設置し、経営企画室と連携の上、コンプライアンス体制遂行の状況を監視する。
 - ④定期的に取り締役会及び監査役会に報告するものとする。法令上疑義のある行為等については従業員が内部監査部門への直接情報提供を行う手段として、ホットラインを設置・運営する。
 - ⑤当社グループは、社内外に窓口を置く内部通報制度を設け、当社グループにおける法令違反等を早期に発見する体制を整備するとともに、通報者に不利益が生じないことを確保する。

- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ①文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下、文書等という。）に記録し、保存する。
 - ②取締役及び監査役ならびに内部監査部門は、文書管理規程により、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。

- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ①コンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティ及び輸出管理等に係るリスクについては、それぞれの担当部署にて、規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとし、組織横断的リスクの監視及び全社的対応は総務部が行うものとする。
 - ②新たに生じたリスクについては取締役会において速やかに対応責任者となる取締役を定める。

- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ①取締役会は取締役、従業員が共有する全社的な目標を定め、業務担当取締役はその目標達成のために各部門の具体的目標を定め、当社及び当社子会社に周知する。
 - ②社内規程に基づく会社の権限分配・意思決定ルールによる権限分配を含めた効率的な達成の方法を定め、IT を活用して取締役会が定期的に進捗状況をレビューし、改善を促すことを内容とする、全社的な業連会議の効率化を実現するシステムを構築する。
- (5) 当社及び当社の子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ①取締役会は取締役、従業員が共有する全社的な目標を定め、業務担当取締役はその目標達成のために各部門の具体的目標を定め、当社及び当社子会社に周知する。
 - ②グループ企業間との緊密な連絡体制の構築とグループ経営会議を開催し、担当部門より取締役会及び監査役会への報告を行う。
 - ③各グループ会社が当社のコンプライアンス規定と同等の規程を制定することを通じて、企業倫理の確立並びにコンプライアンス体制及びリスク管理体制の構築を図る。
 - ④各グループ会社からの内部通報は、当社の社長、監査役、外部弁護士等に直接通報できるものとする。
- (6) 監査役会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ①監査役は、内部監査部門所属の使用人を監査役との連絡事務局とし、監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、その結果を監査役会に報告するものとする。
 - ②監査役より監査業務に必要な命令を受けた使用人はその命令に関して、内部監査部門長等の指揮命令を受けないものとする。
 - ③当該使用人の任命、異動等については、常勤監査役の同意を得た上で決定するものとする。当該使用人の人事考課は監査役が行うものとする。
- (7) 取締役及び使用人が監査役会に報告をするための体制その他の監査役会への報告に関する体制
- ①取締役または内部監査部門の使用人は、監査役会に対して、取締役会や当社経営会議、グループ経営会議等の法定の事項に加え、内部監査の実施状況、コンプライアンス・ホットラインによる通報状況及びその内容を速やかに報告する体制を整備する。
 - ②報告の方法（報告者、報告受領者、報告時期等）については、取締役と監査役会との協議により決定する方法による。

(8) その他監査役会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役会と代表取締役社長及び内部監査部門との間の定期的な会合を設定するとともに、連絡を密にすることで適宜課題抽出・解決案策定等の意見交換を行う。
- ② 監査役会は会計監査人と、定期的な情報交換等の連携を図り会計監査人より会計監査内容の説明を受ける。
- ③ 当社グループは監査役が必要と認めるときは、監査役の監査を支える弁護士、公認会計士、コンサルタントその他の外部アドバイザーを任用するなど必要な監査費用を認める。

(9) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下の通りであります。

① 内部統制システム全般

当社及びグループ各社の内部統制システム全般の整備・運用状況を当社の内部監査室がモニタリングし、改善を進めております。

② コンプライアンス

当社は、当社及びグループ各社の使用人に対し、必要なコンプライアンスについて、会議体での説明を行い、法令及び定款を遵守するための取り組みを行っております。

③ 内部監査

内部監査室が作成した内部監査計画に基づき、当社及びグループ各社の内部監査を実施いたしました。

連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	千円		千円
流 動 資 産	640,587	流 動 負 債	250,381
現 金 及 び 預 金	499,129	買 掛 金	24,300
売 掛 金	62,167	未 払 金	148,158
商 品 等	38,751	前 受 金	27
そ の 他	40,539	預 り 金	3,636
固 定 資 産	2,172,391	未 払 法 人 税 等	14,256
有 形 固 定 資 産	2,061,837	災 害 損 失 引 当 金	7,688
建 物 及 び 構 築 物	1,743,800	賞 与 引 当 金	18,308
機 械 及 び 装 置	93,210	そ の 他	34,006
土 地	23,364	固 定 負 債	271,967
建 設 仮 勘 定	95,898	退 職 給 付 に 係 る 負 債	188,834
そ の 他	105,562	リ ー ス 債 務	32,522
無 形 固 定 資 産	107	そ の 他	50,610
ソ フ ト ウ ェ ア	107	負 債 合 計	522,348
投 資 そ の 他 の 資 産	110,446	純 資 産 の 部	
投 資 有 価 証 券	10,311	株 主 資 本	2,294,260
長 期 化 営 業 債 権	3,156	資 本 金	100,000
破 産 更 生 債 権 等	754	資 本 剰 余 金	425,281
そ の 他	100,134	利 益 剰 余 金	1,781,062
貸 倒 引 当 金	△3,911	自 己 株 式	△12,083
		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	△3,630
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△3,630
資 産 合 計	2,812,978	純 資 産 合 計	2,290,630
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	2,812,978

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

連結損益計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

科 目	金 額	金 額
売 上 高	千円	千円
売 上 原 価		2,956,757
売 上 総 利 益		947,109
販売費及び一般管理費		2,009,648
営 業 利 益		1,715,453
営 業 外 収 益		294,194
受 取 利 息	22	
受 取 手 数 料	8,343	
受 取 賃 貸 料	1,935	
保 険 解 約 返 戻 金	16,666	
そ の 他	3,400	30,368
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	1,159	
そ の 他	66	1,226
経 常 利 益		323,336
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	157	
受 取 保 険 金	501	658
特 別 損 失		
災 害 に よ る 損 失	43,145	
災 害 損 失 引 当 金 繰 入	7,688	
そ の 他	0	50,833
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		273,161
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	33,364	
法 人 税 等 調 整 額	89,180	122,545
当 期 純 利 益		150,615
親会社株主に帰属する当期純利益		150,615

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

連結株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本計
当期首残高	100,000	425,423	1,630,446	△12,150	2,143,720
当期変動額					
親会社株主に帰属する 当期純利益			150,615		150,615
自己株式の取得				△117	△117
自己株式の処分		△142		184	42
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	△142	150,615	66	150,539
当期末残高	100,000	425,281	1,781,062	△12,083	2,294,260

(単位：千円)

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	その他の 包括利益 累計額合計	
当期首残高	△5,743	△5,743	2,137,976
当期変動額			
親会社株主に帰属する 当期純利益			150,615
自己株式の取得			△117
自己株式の処分			42
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	2,113	2,113	2,113
当期変動額合計	2,113	2,113	152,653
当期末残高	△3,630	△3,630	2,290,630

貸借対照表

(2020年3月31日現在)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	千円		千円
流 動 資 産	178,491	流 動 負 債	16,063
現金及び預金	162,385	未払金	6,746
売掛金	8	未払法人税等	950
前払費用	3,660	未払費用	1,571
短期貸付金	11,649	預り金	737
その他	786	賞与引当金	2,065
固 定 資 産	442,568	その他	3,992
有 形 固 定 資 産	167,749	固 定 負 債	34,080
建物及び構築物	166,537	退職給付引当金	8,070
工具器具備品	1,212	資産除去債務	25,775
無 形 固 定 資 産	84	その他	235
ソフトウェア	84	負 債 合 計	50,144
投 資 其 他 の 資 産	274,734	純 資 産 の 部	
投資有価証券	9,511	株 主 資 本	574,545
関係会社株	169,683	資 本 金	100,000
長期貸付金	82,737	資 本 剰 余 金	425,281
敷金・保証金	10,835	資本準備金	186,500
その他	2,720	その他資本剰余金	238,781
貸倒引当金	△754	利 益 剰 余 金	61,347
		その他利益剰余金	61,347
		繰越利益剰余金	61,347
		自 己 株 式	△12,083
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	△3,630
		その他有価証券評価差額金	△3,630
資 産 合 計	621,059	純 資 産 合 計	570,915
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	621,059

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

損益計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

科 目	金 額	金 額
売 上 高	千円	千円 187,688
売 上 原 価		22,392
売 上 総 利 益		165,296
販売費及び一般管理費		157,970
営 業 利 益		7,325
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	2,029	
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	450	
そ の 他	549	3,028
営 業 外 費 用		
連結納税個別帰属額調整損	42,000	42,000
経 常 損 失		31,646
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	0	0
税 引 前 当 期 純 損 失		31,646
法人税、住民税及び事業税		△41,053
当 期 純 利 益		9,406

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	100,000	186,500	238,923	425,423
当期変動額				
当期純利益				
自己株式の取得				
自己株式の処分			△142	△142
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				
当期変動額合計	—	—	△142	△142
当期末残高	100,000	186,500	238,781	425,281

(単位：千円)

	株主資本			
	利益剰余金		自己株式	株主資本計
	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
	繰越利益剰余金			
当期首残高	51,940	51,940	△12,150	565,214
当期変動額				
当期純利益	9,406	9,406		9,406
自己株式の取得			△117	△117
自己株式の処分			184	42
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				
当期変動額合計	9,406	9,406	66	9,331
当期末残高	61,347	61,347	△12,083	574,545

(単位：千円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△5,743	△5,743	559,470
当期変動額			
当期純利益			9,406
自己株式の取得			△117
自己株式の処分			42
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	2,113	2,113	2,113
当期変動額合計	2,113	2,113	11,445
当期末残高	△3,630	△3,630	570,915

独立監査人の監査報告書

2020年5月26日

伊豆シャボテンリゾート株式会社
取締役会 御中

K D A 監 査 法 人

東京都中央区

指 定 社 員 公認会計士 佐佐木 敬昌 ㊞
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公認会計士 毛利 優 ㊞
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、伊豆シャボテンリゾート株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、伊豆シャボテンリゾート株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2020年5月26日

伊豆シャボテンリゾート株式会社
取締役会 御中

K D A 監 査 法 人

東京都中央区

指 定 社 員 公認会計士 佐佐木 敬昌 ㊞
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公認会計士 毛 利 優 ㊞
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、伊豆シャボテンリゾート株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第45期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第45期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及び附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げている事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の報告を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認められます。

二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認められます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人KDA監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人KDA監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認められます。

2020年5月26日

伊豆シャボテンリゾート株式会社 監査役会
常 勤 監 査 役 白 石 孝 誼 ㊞
監 査 役 (社外監査役) 大 筭 郁 夫 ㊞
監 査 役 (社外監査役) 結 城 昭 二 ㊞

以 上

株主総会会場ご案内図

会 場 東京都港区南青山七丁目1番5号

島根イン青山

「パインコート」の間

TEL 03-3797-3399 (代表)

交通機関 ・地下鉄銀座線・千代田線・半蔵門線 表参道駅より徒歩15分

・渋谷駅から都営バス（都01）系統

「新橋駅行き」ご乗車「青山学院中等部前」下車 徒歩2分

・新橋駅から都営バス（都01）系統

「渋谷駅行き」ご乗車「青山学院中等部前」下車 バス停前

・ハチ公バス

「渋谷四丁目」下車 バス停前

